

---

---

# 第1章 総則

---

---

## 第1節 計画策定の背景及び目的

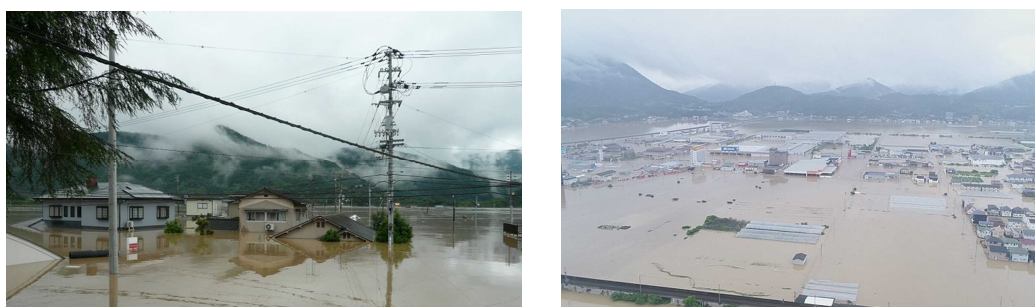
平成23年3月に発生した東日本大震災では、大規模地震とこれによる津波の影響で被害が広範囲におよび、膨大な災害廃棄物と津波堆積物が発生した。さらに、その処理に当たって自治体が混乱したため、被災地の復旧・復興の大きな障害となった。

また、平成29年7月の九州北部豪雨、平成30年7月の西日本豪雨、令和元年9月の台風第15号や同年10月の台風第19号など、近年毎年のように台風や集中豪雨による災害が各地で頻繁に発生しており、これらに伴い大量に発生する災害廃棄物の処理に迅速な対応と対策が求められた。

このような状況のもと、環境省は、東日本大震災以降、近年の災害における教訓や知見を踏まえて「災害廃棄物対策指針」（平成26年3月策定、平成30年3月改正）（以下「指針」という。）を取りまとめ、地方公共団体に対して、本指針に基づいて処理計画や防災訓練、計画等を示した災害廃棄物処理計画を策定することを求めている。

また、兵庫県では、指針や廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）を踏まえて、平成30年8月に「兵庫県災害廃棄物処理計画」（以下「県計画」という。）を策定した。

各市町においては、一般廃棄物である災害廃棄物の迅速かつ適正な処理が求められるとともに、地震などの大規模災害や各種自然災害が発生した場合の災害廃棄物の処理に備え、復興が大幅に遅れる事態を回避するためにも災害廃棄物処理対応の必要性と重要性を認識し、具体的かつ実効性のある対策を事前に講じておく必要がある。



出典：災害廃棄物対策フォトチャンネル ([http://kouikishori.env.go.jp/photo\\_channel/](http://kouikishori.env.go.jp/photo_channel/))

図 1-1 豪雨災害による被害状況（平成30年7月 愛媛県大洲市）

これらの背景を踏まえ、稲美町（以下「本町」という。）は災害により発生する災害廃棄物の処理及びリサイクルを迅速かつ適正に実施するとともに、住民の生活環境と安全を確保し、速やかに復旧・復興することを目的として「稲美町災害廃棄物処理計画」（以下「本計画」という。）を策定するものである。

# 第1章 総則

## 第2節 計画の位置付け

本計画は、国の指針に基づき、県計画との整合を図りつつ、本町の特性を踏まえた上で、災害廃棄物処理を円滑かつ迅速に行うために必要な基本的事項を示したものであり、災害対応全般を示す「稲美町地域防災計画」と一般廃棄物処理に係る基本的な計画である「加古郡圏域一般廃棄物処理基本計画」（令和3年3月修正）及び「稲美町一般廃棄物処理計画」（令和4年4月策定）を災害廃棄物処理の観点から補完するものである。これらの計画や指針等の関係は、図1-2のとおりである。

なお、災害発生時には情報収集を行った上で、本計画に基づき災害廃棄物の発生量推計や具体的な処理体制等の検討を行い、災害廃棄物処理実行計画を策定し、処理を実行する。

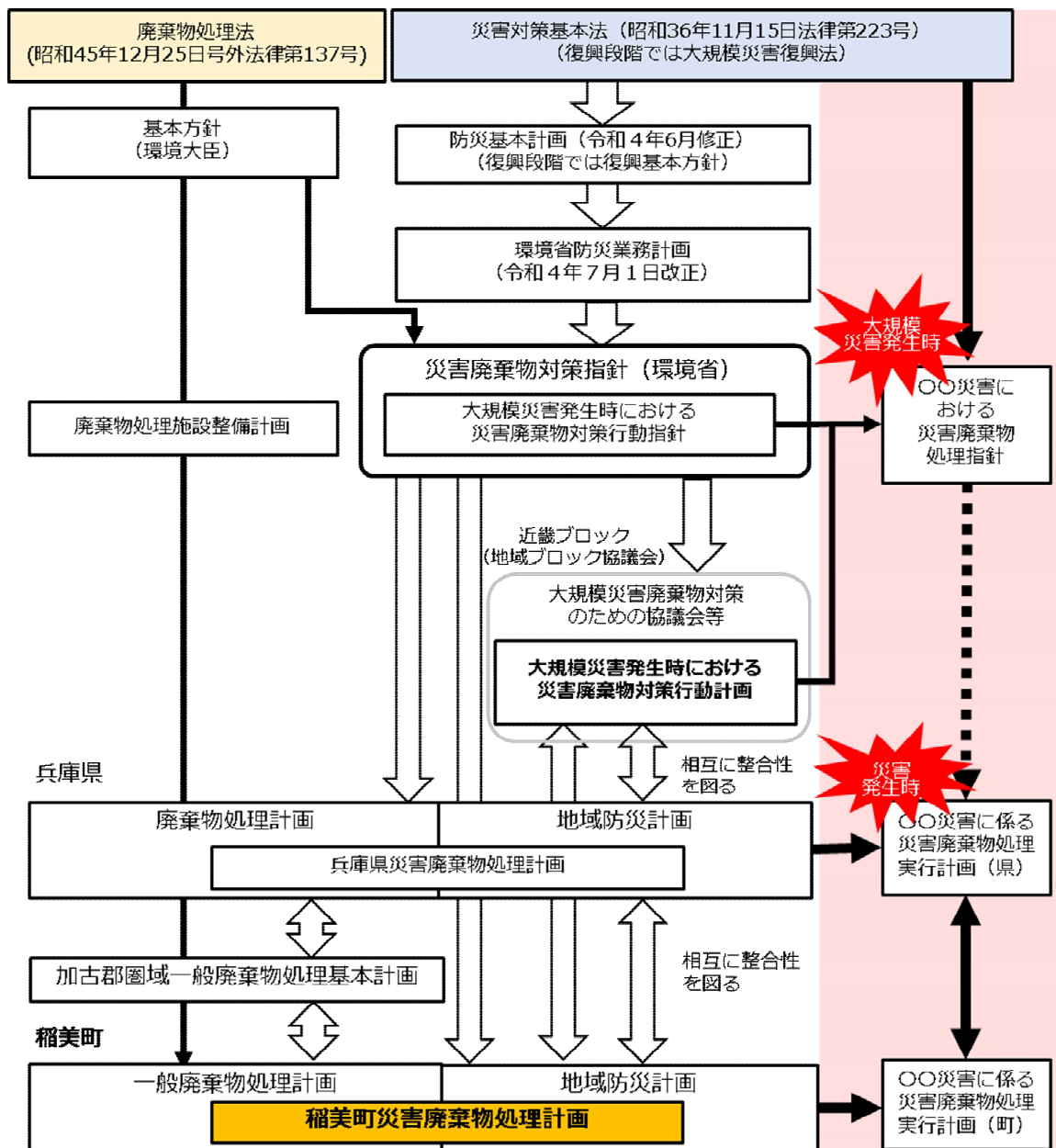


図 1-2 災害廃棄物処理に係る防災体制に関する各種法令・計画の位置付け

### 第3節 計画の見直し

本計画は、平常時から県や周辺自治体、関係団体等と共有化を図るとともに、災害発生時の連携や協力体制の構築を進め、災害に対する意識の向上や災害廃棄物の処理に関する研修や訓練等の実施、実際の災害対応により明らかになる課題等を踏まえて、より実効性があるものにするため、適宜、適切な見直しを行う。

また、防災基本計画等の国の計画や指針、本町の地域防災計画等の関連計画の改定を踏まえて、本計画内容の再検討を行い、必要に応じて本計画の見直しを行う。

### 第4節 本町の概要

#### 1 位置

本町は、播磨平野東部の東播磨地域に位置しており、東は神戸市、南は明石市、西は加古川市、北は三木市と4市に隣接している。総面積は34.92km<sup>2</sup>(南北約6.5km、東西約7.9km)である。

東播磨地域の中でも、本町と加古川市、高砂市、播磨町の2市2町は古くから地理的地形的に結びつきが強く、東播磨臨海広域市町圏を形成しており、本町から圏域の中心である加古川市へは約7km、そして、県庁所在地である神戸市の中心までは約30kmの距離である。

#### 2 人口・世帯数

令和2年国勢調査で稲美町の人口は30,268人、世帯数は11,384世帯となっている。

昭和40年から平成17年まで、人口・世帯数とも増加傾向を示していたが、平成17年以降において、人口は減少傾向に転じている。一方、世帯数は依然増加傾向にあり、核家族化や単身世帯の増加などが進んでいる。本町においても少子高齢化は進んでいる。

#### 3 自然環境

気候は、瀬戸内式気候に属するため、年間を通じて温暖・少雨であり、直近30年の平均気温は15.0度、年間降水量は1,245.9mmである(三木観測所の平年値)。

地形は、ほぼ全域が平坦であり、標高は22mから92m程度で東部から西部にかけ、緩やかな傾斜をなしている。町内には、草谷川、曇川、国安川、喜瀬川の河川があり播磨灘に注いでいる。

地質は、町全域が固結から半固結堆積物で、一般に砂礫と粘土の互層をなすことが多い。

土壌は、ほぼ全域が黄色土壌であり、草谷川沿いにわずかに粗粒灰色低地土壌が分布している。黄色土壌は水田としての利用がほとんどであるが土地生産性はやや低い。

水田開発のために築造されたため池が88か所あり、山林地帯が少なく町域の多くは農用地である。しかし、近年、農家戸数は減少傾向にあり、経営耕地面積も減少しているが、東播磨地域臨海部においては加古川市に次いで農地面積、農業就業人口、農家戸数が多く、都市近郊の有利性により、広域的に農業を担う役割を有している。工業については、播磨臨海工業地帯の一部として指定を受け、町の南部を中心に工業ゾーンを形成している。



出典：町ホームページ（移住・定住特設サイトinami）

図 1-3 町位置図

参考：山崎断層帯

山崎断層帯は、岡山県東部から兵庫県南東部にかけて分布する活断層帯であり、那岐山（なぎせん）断層帯、山崎断層帯主部、草谷断層の3つの起震断層に区分される。

山崎断層帯主部は、岡山県美作市（旧 勝田郡勝田町）から兵庫県三木市に至る断層帯で、ほぼ西北西-東南東方向に一連の断層が連なるように分布しており、全体の長さは約 79km で、左横ずれが卓越する断層帯である。

草谷断層は、兵庫県の三木市から加古川市にかけて分布する断層で、長さは約 13km で、東北東-西南西方向に延びており、右横ずれが卓越する断層である。



出典：地震調査研究推進本部地震本部

([https://www.jishin.go.jp/regional\\_seismicity/rs\\_katsudanso/yamasaki/](https://www.jishin.go.jp/regional_seismicity/rs_katsudanso/yamasaki/))

## 第5節 一般廃棄物処理施設等の状況

## 1 一般廃棄物処理施設

本町のごみ処理は、2市2町で共同設置した、東播臨海広域クリーンセンター（エコクリーンピアはりま）へ本町の委託事業者及び許可事業者が搬入している。

焼却残渣は、埋め立てにおいては大阪湾広域臨海環境整備センターへ、セメント化においては公益財団法人ひょうご環境創造協会へ搬入している。

本町の一般廃棄物処理施設の概要は、表1-1のとおりである。

表 1-1 一般廃棄物処理施設の概要

## ■可燃ごみ処理施設

項目	内 容
名 称	東播臨海広域クリーンセンター（エコクリーンピアはりま）
所 在 地	高砂市梅井6丁目1番1号他
事業主体	高砂市
敷地面積	約36,000m <sup>2</sup>
施設規模	429t/日（143t/日×3炉 24時間連続運転）
燃焼方式	回転ストーカ炉

## ■不燃物・粗大ごみ処理施設

項目	内 容
名 称	東播臨海広域クリーンセンター（エコクリーンピアはりま）
施設規模	34t/日（1日あたり5時間運転）
処理方式	低速回転式破砕機＋高速回転式破砕機＋選別機

## ■空き缶、ペットボトル、スプレー缶等、蛍光灯、乾電池、使い切りライター 保管場所

項目	内 容
名 称	加古郡リサイクルプラザ ストックヤード
所 在 地	加古郡播磨町新島60番地
事業主体	加古郡衛生事務組合
敷地面積	処理棟面積490m <sup>2</sup> 、貯留ヤード面積90m <sup>2</sup>

## 第1章 総則

---

### 2 し尿処理施設

本町のし尿処理は、加古郡衛生センターで行っている。

生し尿は委託事業者が搬入し、浄化槽汚泥は許可事業者が搬入している。

表 1-2 し尿処理施設の概要

項目	内容
名称	加古郡衛生センター
所在地	加古郡播磨町新島60番地
計画処理能力	110kl/日
処理方式	低希釈二段活性汚泥法+高度処理

## 第6節 対象とする災害

## 1 過去の災害

本町で発生した主な災害は、表1-3のとおりである。

表 1-3 過去の災害（地震災害・風水害等）

## 【地震災害（昭和40年以降県内に震度6以上を与えた地震）】

発生日月	推定規模 (マグニチュード)	備考
平成7年1月17日	7.3	兵庫県南部地震
平成25年4月13日	6.3	淡路島地震

## 【風水害（昭和40年以降）】

発生日月	災害種別	災害要因 災害名等	文献・史料からの被害状況等抜粋
昭和40年9月10日	水害	台風23号	風水害（災害救助法適用）
昭和50年8月23日	水害	台風6号	枯川洪水
昭和51年9月8日	水害	台風17号	洪水
昭和63年6月3日	水害	集中豪雨	洪水
平成2年9月18日	水害	台風19号	洪水
平成16年8月30日	水害	台風16号	洪水
平成16年9月29日	水害	台風21号	洪水
平成16年10月20日	水害	台風23号	洪水
平成23年9月2日	水害	台風12号	洪水
平成23年9月20日	水害	台風15号	洪水
平成30年8月23日～24日	風害	台風20号	風害

出典：稲美町地域防災計画（平成28年9月策定、令和2年2月修正）より整理

## 第1章 総則

### 2 想定する災害

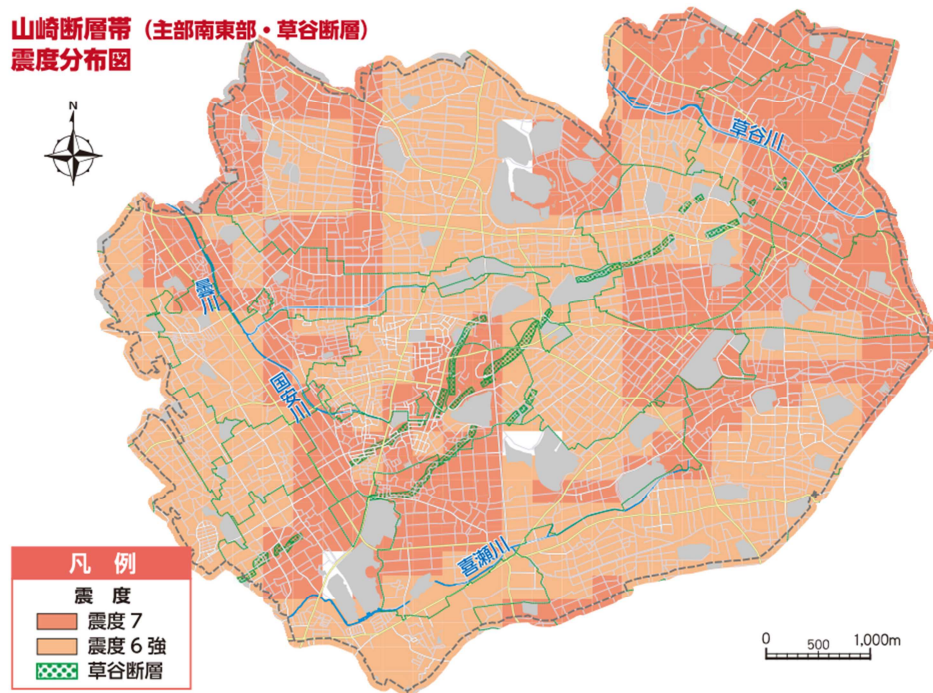
本計画では、本町で最大の被害が生じると想定されている山崎断層帯（主部南東部・草谷断層）地震の被害を想定し、災害廃棄物の処理方法を定める。

また風水害その他自然災害については、台風や記録的な豪雨などによる暴風、大雨により生ずる建物倒壊、洪水、浸水、冠水などの被害を対象とする。

#### (1) 地震災害

兵庫県地震被害想定調査では、建物被害、出火・延焼被害の想定のほか、季節、時刻等の条件の違いを考慮した人的被害の想定が行われている。

このうち、町域で最も多い人的被害が発生することが想定される、山崎断層帯（主部南東部・草谷断層）地震で、冬の早朝5時において地震が発生した場合の被害想定は、表1-4のとおりである。



出典：稲美町総合防災マップ（令和3年3月）

図 1-4 山崎断層帯（主部南東部・草谷断層）地震の震度分布図



表 1-4 本町の被害想定（山崎断層帯（主部南東部・草谷断層）地震）

物的被害				人的被害			
揺れ		液状化	火災	建物倒壊（冬早朝5時）			建物被害
全倒壊数 （棟）	半倒壊数 （棟）	全倒壊数 （棟）	焼失棟数 （棟）	死者数 （人）	負傷者数 （人）	重傷者数 （人）	避難者数 （人）
5,671	4,147	54	6	353	267	222	14,775

（想定震度：7、マグニチュード：7.5）

出典：稲美町地域防災計画（平成28年9月策定、令和2年2月修正）

参考：山崎断層帯【主部（北西部・南東部）】及び南海トラフにおける地震被害想定（冬早朝5時）

				主部 （北西部・南東部）	南海トラフ
30年発生確率				0.1~3%	70~80%
想定規模（マグニチュード）				M8.0	M9.1
想定震度			震度	6強	6弱
揺れによる 建物被害	揺れ	全壊	棟	594	228
		半壊		2,750	1,720
	液状化	全壊	53	1	
火災による建物被害		焼失	棟	2	1
ライフライン施設の被害	上水道	断水人口1日目	人	17,233	7,334
		復旧日数	日	88	-
	下水道	支障人口1日目	人	519	480
		復旧日数	日	28	-
	電力	停電	軒数	2,498	528
	ガス	供給停止	戸数	1,100	0
通信	固定電話	回線数	1,345	277	
震災廃棄物発生量			千トン	441	25
建物倒壊による死傷者数		死者	人	38	14
		負傷者		301	337
		重傷者		24	23
火災による死者数		焼死者	人	1	0
避難者数	建物被害	避難者	人	3,761	-
	断水（1日後）	避難者		5,013	-
	避難者総数			8,774	514
	帰宅困難者			5,947	1,681

出典：稲美町地域防災計画（平成28年9月策定、令和2年2月修正）より整理

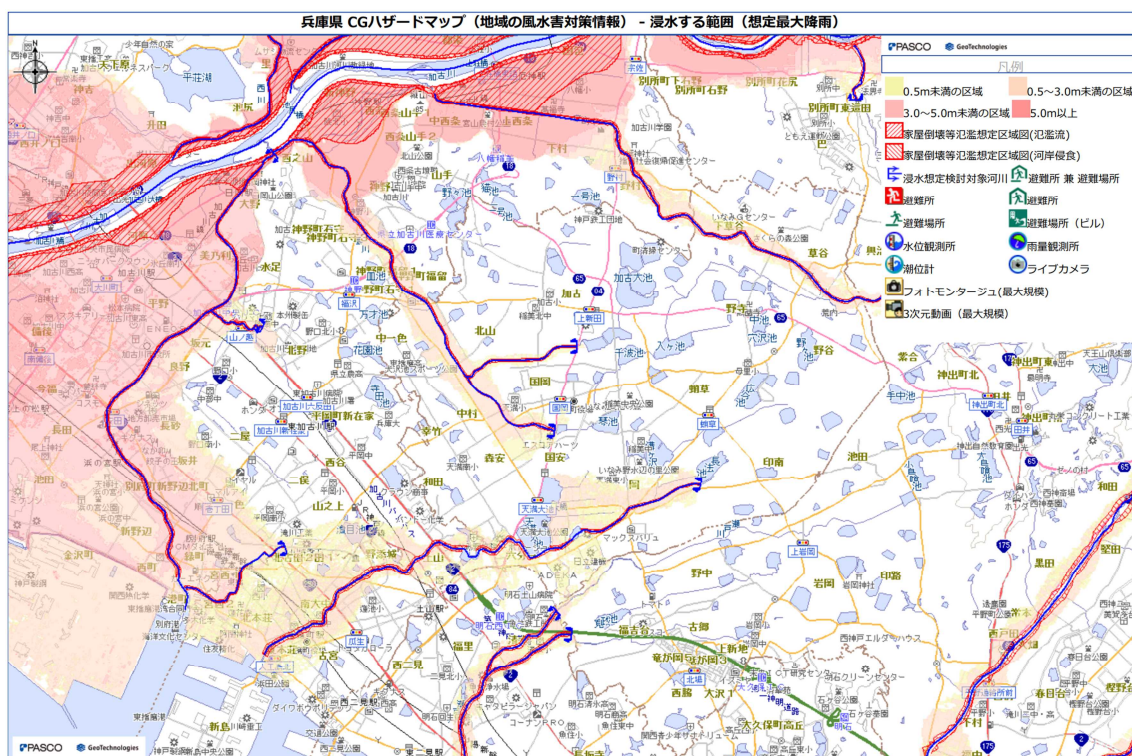
## 第1章 総則

### (2) 風水害その他自然災害

風水害の原因には梅雨前線、台風、秋雨前線、低気圧、雷雨等多様な形態があるが、本町においては、台風や梅雨前線等による集中豪雨が発生するものの、幸いにも人命や家屋等に甚大な被害が発生することは少ない。しかしながら、大雨が降った場合、堤防の決壊、ため池の氾濫など浸水被害の発生する危険性がある。

河川・ため池氾濫や、内水氾濫等の浸水地域は、堤防決壊箇所や排水施設の整備状況により大きく変化する。一般に洪水により被害を受けやすい地形とは、「河川・ため池氾濫によって形成された地形」、「周辺から水の集まりやすい地形」である。町域においては河川沿いやため池周辺がこれに相当し、このような地域は注意が必要である。

本計画においては、風水害により想定される災害廃棄物発生量は、山崎断層帯（主部南東部・草谷断層）地震に比べて少なく、地震災害の想定量で対応することとし、ハザードマップ等を活用し仮置場の選定等を進める。



出典：兵庫県CGハザードマップ (<http://www.hazardmap.pref.hyogo.jp/>)

図 1-5 洪水浸水想定区域図 (想定最大規模)

## 第7節 対象とする災害廃棄物

本計画で対象とする災害廃棄物は、地震災害や風水害その他自然災害により発生する廃棄物及び被災者や避難者の生活に伴い発生する廃棄物（避難所ごみ及びし尿）であって、その発生量が平常時の処理体制では対処できない規模であるものとする。なお、民間事業者から排出される災害廃棄物については、原則自己処理とする。ただし、生活環境保全上特に必要と認められる場合（住宅兼店舗）や、国の災害廃棄物処理事業に該当する廃棄物（中小、零細企業から排出された災害廃棄物で、家庭等から排出された災害廃棄物と一体となって集積したもの）については、災害規模（仮置場設置が必要な規模）に応じて、本町による処理を検討する。

表 1-5 対象とする災害廃棄物

発生区分	廃棄物の種類・内容		備考	
被災家屋から発生する廃棄物	①可燃物	可燃物	繊維、紙等が混在した廃棄物 腐敗性廃棄物	国庫補助： 災害等廃棄物 処理事業の 対象
		可燃性大型ごみ	木製家具類、布団、毛布など	
		畳	水分を含んだ廃畳など	
		木くず	解体木材など	
	②不燃物	不燃物	ガラスくず、陶磁器くずなど	
		不燃性大型ごみ	マットレス、スチール家具、貯湯タンクなど	
		金属くず	鉄骨や鉄筋、アルミ材など	
		コンクリートがら等	コンクリート片やコンクリートブロックがらなど	
	③混合廃棄物 <sup>※1</sup>	可燃物、不燃物が混在となった廃棄物		
	④その他の廃棄物 <sup>※2</sup>	廃家電・廃自動車等	廃家電、廃自動車・廃自動二輪（廃タイヤ含む）、廃船舶など	
有害物、爆発物、危険物等		石綿含有物（スレート板等）、PCB廃棄物、医薬品、消火器、ガスボンベ類、廃電池、バッテリー、廃蛍光灯、太陽光パネルなど		
⑤土砂等	土砂混合廃棄物	土砂災害等で発生した土砂混じりの廃棄物		
被災者・避難者の生活に伴い発生する廃棄物	し尿	避難所等の仮設トイレ等からの汲み取りし尿、浸水便槽のくみ取りし尿		
	避難所ごみ	避難所から排出される生活ごみなど		
	生活ごみ	家庭から排出される生活ごみや粗大ごみ		

出典：兵庫県災害廃棄物処理事業計画（平成30年8月）を基に作成

※1 混合廃棄物で排出されると仮置場での分別・処理に時間を要するため、排出時点で、できる限り分別に努める必要がある。

※2 仮置場で他の廃棄物と区分して保管し、その後、各種リサイクル法又は専門業者での適正処理が行われるよう、関係機関と調整する。

第8節 各主体の役割

1 本町・住民・事業者の役割

災害廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理するために、分別・再利用等により災害廃棄物の減量が図られるよう、本町、住民及び事業者は相互に連携を図り協力を行う。

表 1-6 本町、住民及び事業者の役割

主体	時期区分	役割
本町	災害発生前	<ul style="list-style-type: none"> <li>・周辺自治体や廃棄物関係団体等との連携を密にし、災害時の相互応援体制を構築する。</li> <li>・関係機関等と連携し、収集車両や資機材等を整備し、緊急時に迅速に対応できる体制を構築する。</li> <li>・簡易トイレ等の備蓄について庁内関係部局と情報共有を行い、災害発生後に発生したし尿や生活ごみ、避難所ごみを迅速かつ適正に処理する体制を構築する。</li> <li>・本計画の実行性を高めるために、職員に対して、研修や訓練等を通じて災害対策につながる人材育成を行う。</li> <li>・住民やボランティア、関係団体等に対して、災害廃棄物の処理方法や災害時の排出ルール等の周知・啓発を行う。</li> </ul>
	災害発生後	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本町が主体的に処理を行う。</li> <li>・災害廃棄物の発生量を推計するとともに、処理・処分方法や進行計画・管理、処理期間やその推進体制等を含めた「災害廃棄物処理実行計画」を作成し、災害時の応急体制を構築する。</li> <li>・仮置場の候補地の選定、設置、維持、管理、住民広報を行う。</li> <li>・関係機関へ協力・支援の要請を行い、市町や応援要員等との連絡調整や情報共有等に係る受援体制を確立する。</li> <li>・災害等廃棄物処理事業費補助金等の申請を行う。</li> </ul>
住民	災害発生前	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住宅の耐震化やタンスの固定化などを行い、地震による家屋の倒壊、家具・家財の破損を防止する。</li> <li>・住宅周辺の側溝のごみや泥等を除去し、浸水防止に努める。</li> </ul>
	災害発生後	<ul style="list-style-type: none"> <li>・分別に努め、災害廃棄物等の円滑な処理に協力する。</li> <li>・ごみの野焼き、便乗ごみの排出及び指定場所以外の排出は行わず、分別区分など本町が指定した方法を遵守し、集積場所の衛生確保に協力する。</li> </ul>
事業者	災害発生後	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業者から排出される災害廃棄物は原則事業者の責任において適正処理に努める。</li> <li>・本町との協定等に基づき、必要な資機材の提供など、本町の災害廃棄物処理等に協力する。</li> </ul>

## 2 県の役割

平常時から、災害に対応できる廃棄物処理体制の構築等に係る市町への技術的支援を行うとともに、関係機関・廃棄物処理事業者団体と災害廃棄物処理に必要な連携・協力を進める。

災害発生時は、被災市町が適正かつ迅速に災害廃棄物を処理できるよう、支援ニーズを把握するとともに、他市町や他都道府県、国、廃棄物処理事業者団体等による支援に関する調整や処理・処分に係る技術的支援、県域全体の処理業務の進捗管理を行う。

甚大な被害を受けた市町が自ら廃棄物処理を行うことが困難な場合は、市町からの事務の委託等により、県が市町に代わって災害廃棄物処理を行う。

他都道府県における大規模災害発生時は、支援を行う県として、資機材・人材の応援や広域的な処理の受入れ等に係る調整等を行う。

## 3 国の役割

全国及び地域ブロック単位において、国、地方公共団体、事業者及び専門家等の関係者の連携体制の整備を図る。特に地域ブロック単位での大規模災害への備えとして、大規模災害発生時における災害廃棄物対策行動計画の策定又は運用等を進める。

大規模災害発生時には環境省地方環境事務所が地域ブロックの要となり、被災地域の支援等を行うものとし、災害対策基本法に基づき処理指針を策定し、全体の進捗管理を行う。

地方公共団体の連携・協力のみでは災害廃棄物処理が困難な場合で、災害対策基本法が定める要件※に該当する場合、国が被災市町に代わって災害廃棄物処理を行う。

※要件：被災市町の処理の実施体制、専門知識・技術の必要性、広域処理の重要性

## 第1章 総則

### 第9節 本計画で対象とする業務範囲

本計画で対象とする業務は、災害を起因とする一般廃棄物の「収集・運搬」「再資源化」「中間処理」「最終処分」とそれに関連する一連の業務とする。

表 1-7 対象となる業務範囲

- |   |
|---|
| ① 解体・撤去   |
| ② 収集・運搬（仮置場、中間処理施設）                               |
| ③ 再資源化（リサイクル含む）                                   |
| ④ 中間処理（破碎、焼却等）                                    |
| ⑤ 最終処分  |
| ⑥ 二次災害（災害廃棄物の飛散、ハエなどの害虫の発生、発生ガスによる火災、感染症の発生など）の防止 |
| ⑦ 進捗管理  |
| ⑧ 住民等への周知・啓発・広報                                   |
| ⑨ 関係機関及び関係団体等との連携・調整                              |
| ⑩ その他災害廃棄物処理に必要な事務等                               |

### 第10節 災害発生前後の各段階における主な業務内容

#### 1 災害発生前

平常時から災害発生に備えて、「組織体制・指揮命令系統」を整備するとともに、職員の役割分担等を含めて継続的に訓練等を実施し、本計画の実効性を検証する。

また、災害廃棄物処理において連携する県や協定締結事業者等の関係者との情報共有や訓練等を行い、訓練等から得られた課題を踏まえて必要に応じて随時本計画の見直しを行う。

大規模台風の接近等により、風水害が想定される場合においては、災害発生前より災害廃棄物発生量の推計を行い、仮置場の選定、開設準備、それに必要な運搬車両、人員の確保を行う。

#### 2 災害発生後

災害廃棄物処理において発災直後の混乱をいかに回避するかが重要であり、発災直後は住民や職員の身の安全確保を十分に配慮しつつ、担当職員の安否確認や参集状況を把握するとともに、被害状況の情報収集を行い、必要な体制整備を行う。さらに仮置場の早期開設や住民への広報など発災直後に求められる業務内容は多岐に渡るため、発災直後の混乱を回避するため、表1-8に発災後の各段階における業務内容を整理する。

表 1-8 発災後の各段階における業務内容

時期	業務内容	
(発災) 3日程度)	初動期 (発災直後)	担当職員の参集状況の把握
		組織体制の検討、庁内・他組織との連携、支援メニューの確認
		建物等被害情報の把握
		避難所設置場所と避難者数の把握
		県及び他市町等との情報の共有・報告
		住民の相談窓口及び記録者の設置
		広報項目の整理、広報・周知の実施
		仮置場の選定、開設、運営及び住民への周知
		緊急性（通行障害・倒壊）の高い建物の解体・撤去
		収集箇所の把握及び処理・運搬方針の決定
		運搬車両及び人員の確保、及び必要に応じて緊急通行車両の使用届出提出
		仮設トイレ必要台数の推計・設置
		し尿収集体制の確立・収集開始
		その他必要な事項
(1か月程度)	応急対応期前半	初動期から必要な業務の継続
		協力・支援体制の整備と役割分担整理
		周辺自治体・県・(公財)ひょうご環境創造協会等への支援要請検討
		災害廃棄物発生量推計と仮置場必要面積の特定、仮置場の追加、閉鎖
		災害廃棄物処理実行計画策定に関する調整
		解体申請窓口の設置・受付及び実施
		腐敗性廃棄物、有害廃棄物、危険廃棄物の優先収集運搬及び処理
		補助金関係事務の実施と予算確保
		その他必要な事項
(3か月程度)	応急対応期後半	初動期から必要な業務の継続
		県への事務委託検討と手続き
		必要に応じて二次仮置場の準備・開設・運営
		災害廃棄物処理実行計画の策定
		災害廃棄物の収集運搬及び処理の実施
	その他必要な事項	
(3か月)	復旧・復興期	初動期から必要な業務の継続
		災害廃棄物処理の進捗状況の把握と報告
		仮置場の土壌調査、復旧工事及び返却
		仮設トイレの撤去
	その他必要な事項	

## 第1章 総則

特に、災害発生直後においては、すべての業務を同時に対応していくことは困難であると想定されるため、各業務の優先度を適切に判断しながら実施する。

災害発生直後の初動対応タイムラインは、図1-6のとおりである。

	災害発生	～6H	～24H	～48H	～72H
組織体制の確立		担当職員の参集状況の確認			
		組織体制の検討、庁内の連携			
			支援メニューの確認、支援が必要な項目の確認		
				他組織との連携	
情報収集		建物等被害情報の把握			
			避難所設置場所と避難者数の把握		
			県及び他市町等との情報の共有・報告		
住民への広報		住民の相談窓口及び記録者の設置			
		広報項目の整理			
			広報・周知の実施		
仮置場		場所の選定、開設、運営（迅速に）			
			住民への周知（迅速に）		
収集・運搬体制の確立		緊急性（通行障害・倒壊）の高い建物の解体・撤去			
				収集箇所の把握	
				収集・運搬方針の決定	
				運搬車両・人員の確保	
				緊急通行車両使用届出	
し尿収集・処理		仮設トイレ必要台数の推計・設置			
			収集体制の確立		収集開始

図 1-6 災害発生直後の初動対応タイムライン